置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）			
ハ　番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能		
ニ　ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能	前項ロに掲げる機能	二　事業者が音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合
	前項ロに掲げる内容		

2　前項の表一の項ロに掲げる機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

一　次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二　事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

2　前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

一　次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二　事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三　ＳＩＭカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するＳＩＭカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にＳＩＭカードの提供を行っている場合に限る。）